

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成29年5月19日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎

1 工事概要

- (1) 工事名 嘉手納飛行場周辺地区撫育管理工事（その1）（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 沖縄県中頭郡北谷町
- (3) 工事内容 嘉手納飛行場周辺地区において、除草（97,970㎡）、境界標建植（9本）等を実施するものである。
- (4) 工期 平成30年3月30日まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (6) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成29・30年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「造園工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「造園工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記3の点数）が780点未満であること。
- (5) 平成14年度以降入札公告日までに元請けとして完成、引渡しが完了した工事のうち、環境整備工事及び境界標建植工事の実績を有すること（ただし、同一契約でなくてもよい。）。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が2

0%以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局、旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、専任でなくても良い。

ア 二級造園施工管理技士及び二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

イ 平成14年度以降入札公告日までに完成、引渡し完了した工事のうち、次に示す工事の経験を有する者であること。

・環境整備工事及び境界標建植工事実績を有する（ただし、同一契約でなくてもよい。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のもの除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）」に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10) 沖縄防衛局の管轄区域（沖縄県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒904 - 0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290 - 9

沖縄防衛局総務部契約課

TEL 098 - 921 - 8131 (内線155)

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所等

ア 交付期間 平成29年5月19日から平成29年6月27日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後6時まで。最終日は正午まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。

<http://www.mod-eboc.go.jp>

ウ 交付の方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類等 PDF (Acrobat11形式以下)

申請書類: Word (Ver2010形式以下)等

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他

通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取り扱いに関する同意事項」(記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、CD-ROM 1枚(未使用のもの)及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(書留分・日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を同封し、送付すること。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/kouji_004.pdf)

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成29年5月30日 正午まで。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書及び資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)すること。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 平成29年6月26日 正午まで

イ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札の場合は、持参すること。(郵送等による提出は認めない。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 平成29年6月28日 午前9時30分

イ 開札場所 沖縄防衛局1階 入札室1

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行コザ代理店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 沖縄防衛局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 沖縄防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の

要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- (8) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

- (9) 契約書作成の要否 要

- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

- (11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (12) 予定価格に対して、著しく低い価格又は高い価格で応札した場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。

- (13) 一般競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認めた者が応札しなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。

- (14) 詳細は、入札説明書による。